

第2次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画 進捗状況報告書【令和2年度】

基本課題1：DV根絶のための啓発・教育

施策	実施した施策
1 DV根絶のための啓発	●パープルリボン運動を実施した。(チラシ及びパープルリボンシールを公共施設に設置、290個)●DV関連図書及び資料の展示を行った。(11月：DVの関連図書の特集展示、中央図書館)●成人式でデートDV防止啓発カードを配架した。●DVに関する図書を情報交流コーナー等に設置した。●人権コーナーを設置して、標語を掲示した。●啓発冊子「人権ア・ラ・カルト」を利用者懇談会出席予定者に配布し、啓発冊子をラックに設置した。
2 若年層に対する啓発・教育	●学校人権教育主任研修会を実施し、授業研究会をとおして、埼玉県が示す13の人権課題に基づき、児童生徒の人権意識を高める指導の在り方等を研修した(年2回：9月、11月)。●人権教育総合推進地域事業において、第三中学校区の小中学校で人権感覚を育むための指導法について研修を深めた。(年4回：8月、11月2回、2月)●成人式でデートDV防止啓発カードを配架した。●デートDVに関する図書を情報交流コーナー等に設置した。

基本課題2：DV被害者の早期発見と相談体制の充実

施策	実施した施策
1 DV被害者の早期発見と相談体制の充実	●パープルリボン運動を実施した。(パープルリボンシール及びDV防止チラシをポケットティッシュに入れ、公共施設等で290個配布した。)●DV関連図書及び資料の展示を行った。(11月 DV関連図書の特集展示、中央図書館)●成人式でデートDV防止啓発カードを配架した。●DV対策庁内連携会議を動画及び書面形式で開催し、庁内関係課に連携について周知した。●生活相談員を配置し、DV被害の相談や情報があった場合、関係課との連携を図った。●相談時にDVを疑う情報があった場合には、福祉サービス事業所や人権推進課と連携を図って対応するよう努めた。●DV被害の相談や情報があった場合、マニュアルを参考に関係課と連携を図った。●各保険事業において、DV被害者の早期発見という視点を持ち、市民へ対応するよう努めた。●人権推進課で102件(電話60件、来庁42件)のDV相談を受け付けた。●女性困りごと相談を実施した。(相談件数447件うちDV関連12件)●女性困りごと相談(毎月第2土曜日)及び女性法律相談(毎月第4火曜日)をほっとぶらざで実施した。(女性法律相談については、新型コロナウイルス感染症の影響により、8月～3月は中止)●外国籍市民に相談窓口があることを広く周知するために、埼玉県及び埼玉県国際交流協会が設置・運営する「外国人総合相談センター埼玉」のチラシを本庁舎1階・3階のラックに設置した。また、市のホームページに「外国人のみなさんに役立つ情報」ページを設け、来庁しなくても「外国人総合相談センター埼玉」に連絡できるよう情報提供を行った。●平成31年3月に改訂した、日本語で相談できる市の相談窓口や、英語等8か国語とやさしい日本語で相談できる「外国人総合相談センター埼玉」等の情報を掲載した、外国籍市民向け生活ガイドブック「新座市くらしのガイド」(日本語・英語・中国語・ベトナム語の4か国語併記)を配布した。●市のホームページ「外国人のみなさんに役立つ情報」に、外国籍市民向け生活ガイドブック「新座市くらしのガイド」の電子版を掲載し、来庁しなくても、内容を確認できるよう情報提供を行った。●DVや虐待があった高齢者に対し、適切な支援が行われる関係機関の情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携を図った。●乳幼児健康診査及びその他の健診や相談会場に、各種啓発ポスター等を配置し、相談窓口の周知を図った。
2 市職員・相談員の資質の向上	●初任者研修の中に「男女共同参画」の項目を設け、DVの現状及び本市の取組(二次的被害の防止を含む)について学び、職員の意識向上を図った。●DV対策庁内連携会議の中で、DV被害者支援に関する研修を行った。●専門的知識を深め根拠に基づいた支援を行うために、埼玉県等が実施する研修に参加した。

基本課題3：DV被害者の安全確保と自立支援の充実

施策	実施した施策
1 DV被害者及びその関係者に係る情報の保護	●令和3年3月31日現在の支援措置受付状況 計239件、484人●DV被害者支援事例対応会議で、被害者情報の保護の管理徹底について、庁内各課と情報共有を図った。●情報管理システムにおいて、被害者情報としての入力を徹底することにより、住所等の情報について書類への印字防止等を行った。●被害者情報の保護や各証の取扱いについて、管理徹底に努めた。また、DV被害者と特定された被保険者の医療費通知については個別対応とした。●被害者に関わる関係機関がケース検討会議などを開催し、被害者情報の保護の管理徹底について情報共有を図った。
2 DV被害者の安全確保のための支援	●被害者の安全に配慮し、関係課と連携し支援に取り組んだ。●必要に応じて、被害者に対し助言・支援を行った。●一時保護施設と入所等の調整を行った。(一時保護実績：0件)
3 自立に向けた支援	●関係機関と連携し、必要に応じて情報提供を行った。●生活相談員を配置し、関係課と連携しながら必要な支援を行った。●自立に必要な情報収集に努め、関係機関との連携を図った。●生活保護制度及び生活困窮者自立相談支援事業による適切な経済的支援を行った。●1月・4月・7月・10月の年4回、県営住宅の募集月に入居者募集案内を市役所窓口等で配布した。●ふるさとハローワークにおいて求職情報の提供等を行うとともに、内職求人情報の市ホームページへの掲載や課窓口へのチラシの配架を行った。●埼玉県及び志木市との共催で、「在宅ワーカー育成セミナー」を開催した(12月18日)。●市役所会議室において、毎月第3木曜日に就業相談を実施した。●就労支援員を配置し、就業促進及び社会的自立に必要な支援を行った。
4 心身の回復に関する支援	●こころの相談窓口掲載チラシ全戸配布78,500部●精神保健相談：年5回開催・案件数6件・来所相談者数10人●電話相談件数(精神関係)：391件/年●成人健康相談(電話相談等)：延845件●助産師による女性の健康相談：0件/年
5 子どもに対する支援	●保育園・幼稚園等と連携し、入園・転入園等の手続の支援を行った。●関係課、学校、関係自治体と連携を図り、避難児童・生徒の転入の手続に当たり、住民票の移動を伴わない学籍の転入学手続を行う等、適切な対応を行った。

基本課題4：関係機関との連携

施策	実施した施策
1 関係機関との連携の強化	●DV対策庁内連携会議を動画及び書面形式で実施し、被害者支援に関して、庁内各課と情報共有を図った。●DV被害者の意向に応じて、転出入に係る市町村のDV相談窓口や市民課と連携を図った。

基本課題5：調査・研究の推進

施策	実施した施策
1 調査・研究の推進	●埼玉県が実施するDV被害者支援に関する研修会や会議等で、情報収集を行った。●埼玉県内市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置状況について調査した。(県内22か所、うち市が設置したセンター20か所) ●埼玉県主催のDV加害者対策研究会(動画形式で開催)に参加し、情報収集を行った。